

別紙様式第10-2公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量 保守点検請負契約	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他の必要な事項（備考）
吸収式冷暖房機 保守（4台）	山口赤十字病院 管財課 山口市八幡馬場 53-1	H・23 11月1日 （継続）	菱信工業株式会社 広島市安佐南区伴南二丁目4番12号	3,150,000円	契約業者の施工によるものであり、独自の保守点検作業が必要とされることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為 （日本赤十字社会計規則第36条第3項）	吸収式冷暖房機等
エレベーター設備 保守（5台）	山口赤十字病院 管財課 山口市八幡馬場 53-1	H・24・3・1 （継続）	三菱電機ビルテクノサービス株式会社山口支店 山口市小郡若草 3-8	4,309,200円	契約業者の施工によるものであり、独自の保守点検作業が必要とされることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為 （日本赤十字社会計規則第36条第3項）	エレベーター設備 保守（5台）
エレベーター設備 保守（6台） リフト（3台）	山口赤十字病院 管財課 山口市八幡馬場 53-1	H・24・4・1 （継続）	株式会社 日立ビルシステム 中国支社 広島市中区八町堀 5番7号	5,894,910円	契約業者の施工によるものであり、独自の保守点検作業が必要とされることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為 （日本赤十字社会計規則第36条第3項）	エレベーター設備 保守（6台） リフト（3台）

備考

- (1)公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達金額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達金額を記載する。
- (2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3)随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量 保守点検請負契約	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他の必要な事項（備考）
設備定期点検業務 （電気設備）	山口赤十字病院 管財課 山口市八幡馬場 53-1	H・24・4・1 （継続）	株式会社 九電工山口支社 山口市赤妻町 3-17	3, 027, 150 円	契約業者の施工によるものであり、独自の保守点検作業が必要とされることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為（日本赤十字社会計規則第 36 条第 3 項）	発電機設備等
自動制御装置保守	山口赤十字病院 管財課 山口市八幡馬場 53-1	H・24・4・1 （継続）	ジョンソンコントロールズ 株式会社 福岡市博多区冷泉町 4-20	3, 465, 000 円	本契約の保守業務では、設置機器に精通していなければ正常な稼働状態を確保できないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為（日本赤十字社会計規則第 36 条第 3 項）	中央監視室内の制御システム
中央監視委託	山口赤十字病院 管財課 山口市八幡馬場 53-1	H・24・4・1 （継続）	フジ総業株式会社 周南市字徳山 5041 番地	6, 098, 400 円	他社にすると設備等の教育に時間がかかり、業務に支障をきたすため。	中央監視等

備考

- (1)公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達金額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達金額を記載する。
- (2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3)随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。

別紙様式第10-2公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量 保守点検請負契約	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他の必要な事項（備考）
R I 更新・MR I 増設・サーバー室設置に伴う電源設備	山口赤十字病院 管財課 山口市八幡馬場 53-1	H・23・10・3	株式会社 九電工山口支社 山口市赤妻町 3-17	34, 350, 000 円	R I 装置更新・MR I 装置新規導入・サーバー室設置のため電気設備容量不足により電気設備（キューピクル）設置に伴い既設電源工事を施工しており、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当する為 （日本赤十字社会計規則第 36 条第 3 項）	電気設備等

備考

- (1)公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達金額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達金額を記載する。
- (2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3)随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。